

# 企画競争説明書

業務名称：ネパール国タライ平野灌漑農業振興プロジェクト

調達管理番号：20a00770

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」  
とさせていただきます。  
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年11月18日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2020年11月18日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：ネパール国タライ平野灌漑農業振興プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

( ) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年2月 ～ 2025年2月

以下の4つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2021年2月中旬～2023年2月上旬

第2期：2023年2月中旬～2025年2月上旬

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めません。

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

#### (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回(契約締結後)：契約金額の20%を限度とする。

2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の20%を限度とする。

## 4 窓口

### 【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

【契約第一課、大垣内、[Ogaito.Ayumi@jica.go.jp](mailto:Ogaito.Ayumi@jica.go.jp)】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

### 【事業実施担当部】

経済開発部 農業・農村開発第一グループ第三チーム

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年

規程(総)第 25 号) 第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成 20 年規程(調)第 42 号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2020年11月27日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2020年12月3日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年12月18日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法（2020年10月26日版）」を参照願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> )

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

(4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

3) 虚偽の内容が記載されているとき

4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費（航空賃）
  - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
  - e) その他（以下に記載の経費）
    - ・ 機材に係る経費  
（参照：第4章6.業務用機材）
    - ・ 本邦研修に係る経費  
（参照：第3章6.（8）及び（30））
    - ・ COVID-19がタライ平野の農家に与えた影響に対する支援に係る費用  
（参照：第3章6.（15））
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。  
 JCC 及び成果共有セミナー開催費用：計3,000千円
  - ・ 会議費及び地方部から参加するC/Pの旅費の費用一式
  - ・ プロジェクト期間4年間分  
（参照：第4章4.）
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
  - a) 現地通貨（NPR）＝ 0.895280円
  - b) US\$1 ＝ 104.450000円
  - c) EUR1 ＝ 122.633000円
- 5) その他留意事項（以下、例）  
 特になし

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

（URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)）

### （1）評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
  - a) 業務主任者／市場志向型農業
  - b) 配水計画
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 37.34 M/M

### （2）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加

点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$\left( \text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格} \right) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年1月15日（金）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点 \*
- ⑤ 価格点 \*

\* ④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

- 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

## (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

### 1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

#### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

#### (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

### 1.3 その他留意事項

#### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：水管理、灌漑施設維持管理、営農改善に係る各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引く可能性もあり、当面の間(2021年3月末くらいを目途)、現地との人の往来は難しいということもあると考えますので、渡航が4月以降になった場合に事前に実施できる国内業務についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者/市場志向型農業(2号)

➤ 配水計画(3号)

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者/市場志向型農業)】

a) 類似業務経験の分野：市場志向型農業または営農改善に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：ネパール国及び全途上国

- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 配水計画】

- a) 類似業務経験の分野：灌漑施設の配水計画及び技術協力プロジェクトに係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：ネパール国及び全途上国
- c) 語学能力：英語

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

### 3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50)</b>	
	<b>(34)</b>	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／市場志向型農業</u>	<b>(27)</b>	<b>(11)</b>
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	-	<b>(11)</b>
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	<b>(7)</b>	<b>(12)</b>
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7	7
イ) 業務管理体制	-	5
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：<u>配水計画</u></b>	<b>(16)</b>	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：12月23日（水） 14：00～16：00  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施場所：当機構本部（麴町） 調達・派遣業務部第1会議室

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話または Skype による実施とする可能性があります。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。

### 3. 実施方法：

- （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達・派遣業務部契約第一課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- （3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。

#### a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

#### b) Skype 等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注）当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上

## 第3 業務の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

ネパールでは、農業は全人口の約3分の2が従事し、国内総生産（GDP）の約3割を占める基幹産業である（ネパール財務省 Economic Survey、2018/2019）。貧困ライン以下人口のうち約47%は農業セクターに従事しており、ネパールの経済開発や貧困削減、国内格差の諸点について、農業・農村開発が果たすべき役割は大きい（ILO、2019）。

ネパール南部の平地を東西に広がるタライ平野（標高60mから300m）は、肥沃な土壌と水資源に恵まれ、全耕作面積の53%、全灌漑面積の81%を占める穀倉地帯である。天水条件または灌漑利用によりコメ・コムギ・野菜等が生産されており、全国の生産量に占める割合は、コメで70%、コムギは58%、野菜では59%といずれも高い（ネパール国農業・農村開発プログラム形成準備調査最終報告書、2013）。また、タライ平野の農産物は北部の丘陵地域へも供給されることから、同地域の生産性向上は、国内の食料安全保障に大きく貢献する。

ネパール政府は、ドナーの支援を得て長年にわたり灌漑施設の整備に取り組んでいるが、政府機関による基幹施設の操作・維持管理、また水利組合による末端施設の操作・維持管理、適正な水利用、水利費徴収等が不十分で、灌漑施設が機能を十分発揮できない問題があり、関連組織の能力強化を重要課題としている（第15次五カ年計画、2019/20～2023/24）。

このため、ネパール政府は、タライ平野における灌漑施設の操作・維持管理能力の強化を目指す「タライ平野灌漑システム維持管理促進プロジェクト<sup>1</sup>」（以下「本プロジェクト」）の実施を我が国に要請した。

本プロジェクトには二段階方式<sup>2</sup>が適用されており、第一段階の活動は2019年3月から2020年2月にかけて実施された。第一段階では、現地ステークホルダーの総意によってアクションプランが策定され、その内容に基づきミニプロジェクトが実践され、活動結果を基にアクションプランの見直しが実施された。その後JICAは、2020年8月から9月にかけて遠隔での詳細計画策定調査を実施し、ネパール政府関係者と協議を通して、本プロジェクトの枠組みを見直した。本業務の対象となる第二段階の活動内容は、第一段階で策定されたアクションプランに基づき、灌漑農業振興を支援するものである。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクト名

タライ平野灌漑農業振興プロジェクト

#### (2) 上位目標

プロジェクトで開発された灌漑農業振興モデルが、タライ平野灌漑地域で実践される。

<sup>1</sup> 要請時のプロジェクト名「タライ平野灌漑システム維持管理促進プロジェクト」は、関係機関との協議の上、「タライ平野灌漑農業振興プロジェクト」と変更した。灌漑施設の維持管理促進のためには、管理費の原資となる受益農家からの水利費徴収の改善が必要だが、その改善への前提は営農改善を通じた農業収入の増加にある。よって維持管理促進だけではなく営農改善も付加した“灌漑農業全体の振興”が、協力要請の目的達成には必要だとの結論に至った。

<sup>2</sup> 基本計画のみを確定した段階で迅速に協力を開始し、協力開始後に詳細計画を策定し本格活動を開始する計画策定方式。

### (3) プロジェクト目標

連邦政府、州政府、地方政府及び水利組合の協働による灌漑農業振興モデルが開発される。

### (4) 期待される成果

成果1は第一段階で実施されており、本公示の対象外となる。成果2～成果4が第二段階の活動に該当し、本業務の対象となる。

- 成果1. カンカイ灌漑地区の課題が分析されステークホルダー間で共有されると共に、それらの解決に向けたアクションプランが策定される。
- 成果2. 三次水路までの配水計画とその実施の改善、適切な施設維持管理および圃場内水路の建設などより公平で効率的な配水システムが構築される。
- 成果3. 市場志向型農業の実践を通して、対象地区農家の農業収入と技術能力が向上する。
- 成果4. 灌漑農業改善に向けてカンカイ灌漑地区におけるステークホルダーの業務実施連携体制が構築されると共に、その連携業務成果が研修を通してタライ平野の他灌漑地区に普及する。

### (5) 活動の概要

#### 配水計画と実施の改善

- 活動2-1 GISを利用してカンカイ灌漑地区の灌漑支配面積のアップデートが行われる。
- 活動2-2 カンカイ管理事務所職員、水利組合員、農業普及員に対する作付け計画、作物要水量、水配分計画策定、水管理技術および農地均平化についての研修が行われる。
- 活動2-3 作付け計画に基づいた配水計画（基幹から末端水路までの）が策定される。
- 活動2-4 幹線レベル（必要に応じ補足的に、二次水路への分水のため）、二次水路レベル（三次水路への分水のため）のゲートキーパーと水利用者コミティ（代表者）が任命されると共に、彼らに対する分水量測定研修が行われる。
- 活動2-5 二次水路（不足している個所）及び三次水路への分水量観測施設（設置とキャリブレーション）が整備される。
- 活動2-6 配水計画に基づいた二次水路、三次水路への分水が実施される。
- 活動2-7 幹線、二次、三次水路レベルのコミティが結成され、そのコミティによる配水状況のモニタリングと評価が行われる。

#### 適切な施設維持管理の実施

- 活動2-8 灌漑施設台帳（幹線、二次、三次水路レベル）が作成される。
- 活動2-9 灌漑施設の機能診断が行われ、その結果に基づく施設維持管理/補修計画（中期・年間）の策定と必要経費の算定が行われる。
- 活動2-10 簡易で透明性の高い水利費徴収システムが整備される。
- 活動2-11 水利組合による水利費徴収率向上に向けた活動が展開されると共に、水利費徴収や水利組合員などに関する必要なデータがコンピューターに記録、保存される。
- 活動2-12 施設の維持管理/補修技術に関する研修が水利組合員に対して行わ

れる。

活動2-13 計画に基づく施設の維持管理/補修がカンカイ灌漑管理事務所、地方政府及び水利組合の予算により行われる。

#### 圃場内水路の建設など

活動2-14 圃場内水路（4次水路）と分水ボックス（三次水路内に圃場内水路への分水用として）建設に係る調査測量計画設計が行われ、カンカイ灌漑管理事務所および水利組合の資金によりそれらが建設される。

活動2-15 農地均平が行われる。

活動3-1 農業普及員及びSubject Matter Specialists (SMS)に対して、市場志向型農業に係るTOTが実施される。

活動3-2 市場志向型農業に係る現場ベースでの研修（活動目的共有ワークショップ、市場調査、営農計画策定等）が農家に対して実施される。

活動3-3 農家と農作物市場関係者間でのフォーラムが開催される。

活動3-4 市場調査を通して選定された作物に係る技術研修が、農家に対して現場ベースで実施される。

活動3-5 スタディーツアーの実施を通して、農家に対して市場志向型農業の成功事例を紹介する。

活動4-1 Project Management Unit (PMC) およびタスクチームにより灌漑農業振興に向けた連邦政府、州政府、地方政府及び水利組合間の業務実施体制が構築され、成果2と3に係る活動とモニタリングが実施される。

活動4-2 タスクチームにより連邦政府、州政府、地方政府及び水利組合向けの灌漑農業振興のためのガイドライン案及びマニュアル案が策定される。

活動4-3 タライ平野灌漑地域の連邦政府、州政府、地方政府職員及び水利組合役員等を対象とした灌漑農業振興に関する研修会が実施される。

備考) 活動4-2と4-3は上位目標達成に向けた準備活動となる。

#### (6) 対象地域

第一州ジャパ郡カンカイ灌漑地区<sup>3</sup>

#### (7) 関係官庁・機関

エネルギー水資源省及び灌漑局（以下それぞれ「MOEWRI」、「DWRI」という。）、カンカイ灌漑管理事務所（以下「KIMO」という。）、カンカイ灌漑地区水利組合（以下「WUA」という。）、対象4市（Shivasatakshi, Gauradaha, Gaurigunj, Kamal）

#### (8) プロジェクト期間

本業務の対象は以下のうち第二段階が該当する。

プロジェクト全体期間：2019年3月～2025年2月（72ヶ月）

うち第一段階：2019年3月～2020年2月（12ヶ月）

---

<sup>3</sup> 受益農家は5,800戸、灌漑受益面積は7,000ha。

第二段階：2021年2月～2025年1月（48ヶ月）  
（2020年3月～2021年1月の期間は、COVID-19の影響および詳細計画策定のため、現地活動は実施されていない）

### 3. 業務の目的

「タライ平野灌漑農業振興プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係るR/Dに基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

### 4. 業務の範囲

本業務は、当機構が2019年2月6日にネパール政府と締結したR/D（Record of Discussions）及び2020年10月29日にネパール政府と締結したR/D改訂のためのミニッツに基づいて実施される「タライ平野灌漑農業振興プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### （1）プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。

JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

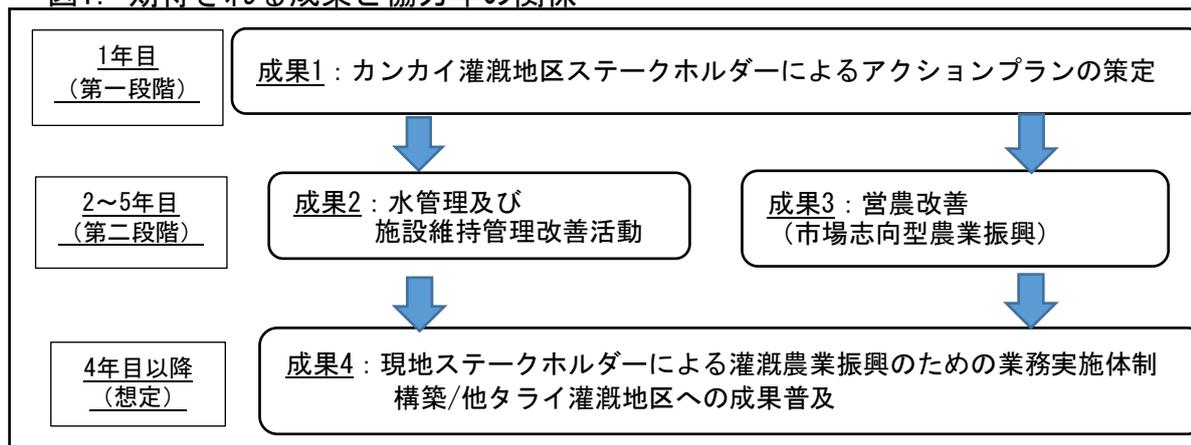
#### （2）本プロジェクト（二段階方式による技術協力プロジェクト）のコンセプト

本プロジェクトのコンセプトは、「ステークホルダーの気づき」に基づく灌漑農業改善に向けた活動の実施にある。この気づきを促すことを主な目的として、第一段階ではステークホルダー間でのキャパシティ・アセスメントの実施や、水管理、灌漑施設維持・管理、営農（市場志向型農業）の技術研修を実施し、現地ステークホルダーによるアクションプラン策定を支援した。

本業務の対象となる第二段階では、第一段階で策定されたアクションプランに基づいて協力活動を実施し、適切な水管理や営農の改善を目指すことになる（PDM成果2と3、及びそれらに対する活動が、アクションプランに対応する形で策定されている）。以上の本技術協力プロジェクトの基本的な理念に基づき、本業務ではとりわけ現地ステークホルダーの主体性を尊重する形で活動を実施することで、プロジェクト終了後の活動持続性を高めることに留意すること。

プロジェクト全体の流れ、成果の関係は、図1に示すとおりである。

図1. 期待される成果と協力年の関係



### (3) 第一段階の活動振り返り

上記(2)の通り、本プロジェクトは第一段階の実施結果に基づき、第二段階の協力を行うこととしている。他方、COVID-19の影響により、第一段階の終了から第二段階の実施開始までに約1年間の空白期間が生じることとなった。第二段階における先方の主体性を引き出すためにも、本業務開始時に現地ステークホルダーを対象として第一段階の活動振り返りワークショップを実施し、今後実施する活動は現地関係者の主体性と総意に基づき実施される認識を持ってもらうこと。

また、第二段階に向けた詳細計画策定調査での協議を通して、現地関係者が技術協力とは技術支援のみならず、物資や施設の供与も行うものと認識しており、協力のコンセプトを誤解している点を確認されたことから、併せてその点も説明すること。本ワークショップには、JICAも参画して、先方に対する説明を支援することを予定している。

### (4) 灌漑農業振興の実践に係る関係機関

ネパールでは、連邦制への移行に伴い、現在政府機関は連邦政府、州政府、地方政府(市町村)の3層から構成される。これら機関は独立しており、指揮命令関係ではなく、協力関係にあるとされている。本プロジェクトは灌漑農業振興のための連携体制構築を目的とすることから、灌漑水管理分野と営農分野を担当する各機関を巻き込みつつ、実施する必要がある。以下及び図2に各機関の役割を簡潔に記載する。

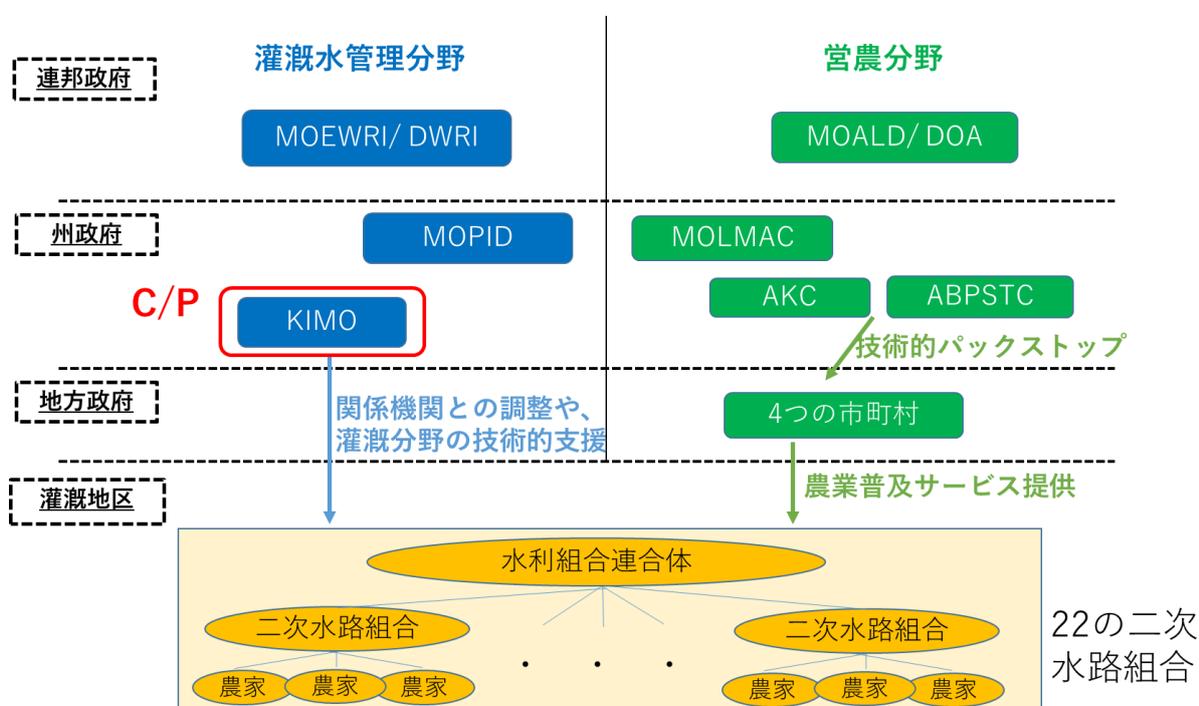
灌漑水管理分野では、本プロジェクトのメインでC/PであるKIMOが、WUAへの技術的支援及び現地ステークホルダー(WUA、地方政府、州政府)間の調整にあたることとされている。KIMOは現在第一州政府インフラ開発省(以下「MOPID」という。)の管轄下にあるものの、技術的なバックストップは連邦政府のDWRIが担当することとなる。

営農分野での活動実施にあたっては、農業普及員が所属する地方政府(カンカイ灌漑地区には4つの市が存在する)との連携が不可欠である。普及員に対する技術的バックストップとなるSMSは州政府に属することから、州政府との連携も求められる。州政府担当省庁は土地管理農業協同組合省(以下「MOLMAC」という。)となるが、農業知識センター(以下「AKC」という。)及びアグリビジネス促進支援研修センター(以下「ABPSTC」という。)にSMSが在籍することから、活動の連携候補機関として挙げられている。また、本プロジェクトで実施する市場志向型農業につ

いては、連邦政府の農業畜産開発省及び農業局（以下それぞれ「MOALD」、「DOA」という。）がネパール全土における普及の旗振り役となる。

このように多様な関係機関が存在するものの、連邦制への移行に起因する人事異動の頻発や、予算不足による人員配置の遅れ等が、引き続き各機関において確認されている。こうした混乱が収束していないこともあり、連邦政府、州政府、地方政府が連携した農業分野における活動はまだ事例が少ない。実際に、第一段階において、アクションプランに基づいたパイロット実施を通し、農業分野の活動は州政府及び地方政府からの協力を得ることが難しく、活動の進捗に影響が生じたという教訓が得られている。そのような中で、連携体制構築には困難も予想されるものの、先方のオーナーシップを引き出し、また実現可能な連携案を策定するためにも、関係機関によって構成されるPMC (Project Monitoring Committee) およびタスクチーム<sup>4</sup>による連携体制構築を支援すること。

図2. 灌漑農業振興の実践に係る関係機関



(5) プロジェクト専任スタッフのKIMOへの配置

第一段階におけるミニプロジェクト実施の教訓として、KIMOの職員が多忙であり、プロジェクト活動への関与が限定的であった点が挙げられている。円滑なプロジェクト活動実施のために、MOPIDは第二段階開始までにプロジェクト専任スタッフとして最低1名をKIMOへ配置することを約束しており、その旨ミニッツで合意している。その他のKIMO技術者についても、プロジェクトの実施に必要な支援を行う旨を確認している。

(6) プロジェクトの活動対象とする二次水利組合の選定

先方政府からは、成果2及び3に係る活動をカンカイ灌漑地区内の22の二次水利組

<sup>4</sup> PMC及びタスクチームの定義については、P. 15[成果4に係る活動]（27）の記載を参照。

合（以下「SCC」という。）全てに対して実施することが希望されている。

灌漑地区全体における公平な水配分を達成するためにも、成果2の活動のうち「配水計画とその実施の改善」及び「適切な施設維持管理の実施」に係る活動は、灌漑地区全体を対象に実施する必要がある。他方、コンサルタント及びネパール側のマンパワーを勘案し、成果3の営農改善に係る活動は、全てのSCCを対象に実施するのではなく、4市の農業普及員数や州政府からの技術支援といった環境を考慮の上、第2段階開始後に数か所のSCC（1市2か所程度）をモデルサイトとして選定し、協力対象とすることをミニッツで合意している。

成果3の活動には、各地方政府に所属する農業普及員の積極的な協力が不可欠となることから、対象とするSCCは、各地方政府よりプロポーザルを提出させたうえで選定する。対象SCCの地方政府とは活動開始前にMOUを締結して、活動に必要な投入を担保すること。また、SCCの選定基準については、プロポーザルで提案することとする。なお、プロポーザルは8か所（1市から2か所を選定し、合計4市に対して実施する計算）のSCCにて活動を行う前提で作成すること。

#### （7）先方政府の人的資源に頼らない農業普及活動の提案・実践

上記（6）の通り、基本的には普及員やSMSといった既存のリソースを活用し、先方政府による通常の農業普及活動の一環として、成果3に係る活動を実施することを想定している。

他方、上記（4）で説明した通り、連邦制移行に係る混乱が収束していないことから、農業普及員やSMSの未配置によって活動の実施に支障が出るのが懸念される。そのため、原則は公的機関に所属する農業普及員を活用した普及活動を実施するものの、農業普及員の配置がなされない場合に活動を補い、またプロジェクト終了後の持続性や活動の面的普及に資するものとして、先方政府の人的資源を活用しない形の農業普及実施体制（例：農民間普及の活用）についてもプロポーザルで提案すること。実際に公的農業普及員のみが普及活動を担うのか、彼ら以外の人的資源も活用するかについては、プロジェクト開始後にC/Pや現地ステークホルダーホルダーとの協議を踏まえて決定する。

なお、現地ステークホルダーによるプロジェクト終了後の活動持続性を担保するためにも、例えばプロジェクトにて現地傭人を雇用する場合、彼らが普及活動を実施するなどの外部リソースの活用は極力避けること。

#### （8）プロジェクト活動に対する先方の主体性を引き出すための働きかけ

第二段階実施に向けた詳細計画策定調査では、上記（5）及び（6）で記載した先方政府による人的資源配置が活動実施に必要な不可欠である点を、JICAから先方関係者に対して強調して説明している。しかしながら、先方政府よりそうした投入が予定通り実施されず、活動の実施に重大な支障が生じることも想定される。持続的な灌漑農業振興実践のためには、先方政府の既存リソースを活用する形でプロジェクトを実施することが重要である旨を繰り返し説明し、先方政府の主体性を引き出すための働きかけを行うこと。

プロジェクトからの働きかけにも関わらず、投入が行われない等状況が改善されない場合には、JICA経済開発部及びJICAネパール事務所に対して、その旨を相談すること。必要と判断される場合には、状況改善に向けてJICAから先方政府へ申し入れを行うことを検討する。

#### (9) KIMOの管轄

KIMOは連邦政府MOEWRIの管轄下となる予定であるものの、連邦制移行による実施体制の混乱もあり、現時点では第一州政府MOPIDが管轄している。円滑なプロジェクト実施のためにも、KIMOは本プロジェクトの実施機関であるMOEWRIが管轄することが望ましく、先方政府にてプロジェクト開始までに決着がつくように調整することとしている。プロジェクト開始後も州政府下にある場合は、管轄に係る動向に注視しつつプロジェクトを実施すること

#### (10) 市場志向型農業振興実施の導入背景及び実施に係るMOALD及びDOAとの連携

これまでの灌漑分野における協力を通して、「水配分の不均衡⇒農業生産性の低迷⇒水利費徴収率の低迷⇒施設維持管理費の不足⇒不適切な維持管理⇒施設老朽化等の進行⇒不適切な水管理」という負のサイクルが存在すると考えられる。すなわち、水利費徴収率の向上を通じた適切な施設維持管理を実施するためには、公平な水配分による恩恵（農業収入の向上等）を実感することが重要と考えられる。よって、本事業では適切な水管理に直接的に資する活動のみならず、営農活動の改善を通じた農家の生計向上にも取り組むこととする。

成果3では、営農活動改善として市場志向型農業振興に取り組むこととなる。過去に同国で実施された技術協力プロジェクト「シンズリ道路沿線地域商業的農業促進プロジェクト」（2020年3月に終了）では、MOALD及びDOAをC/P機関とし、シンズリ道路沿線のハグマティ州（第三州）に所属する地方政府を対象として市場志向型農業振興に係る活動を実施した。その結果、SHEPアプローチを基に、「CAPアプローチ」としてその農業普及手法が開発された。

同プロジェクトの上位目標達成のためには、MOALDによるプロジェクト対象の地方政府以外におけるCAPアプローチ展開が求められている。その一環として、本プロジェクトにおける市場志向型農業振興の展開にあたり、DOAと連携しつつ活動を進めることとしている。TOT(Training for Trainee)の実施や、スタディーツアーの候補地選定など、成果3に係る活動実施にあたっては、DOAと適宜相談しつつ進めること。

なお、成果3に係る活動実施にあたっては、SHEPアプローチを正しく理解することが必要不可欠であることから、担当業務従事者はSHEPアプローチに係るJICAホームページ<sup>5</sup>や、普及員向けSHEPハンドブック<sup>6</sup>を事前に熟読して理解したうえで、業務にあたることが求められる。

#### (11) ジェンダー配慮

農村部において、女性は重要な農業の担い手であることから、WUAに対して研修への女性の参加を促す。特に、グループの代表者を対象として研修を実施する場合、参加するメンバーに女性が一定数含まれるように留意する。

#### (12) 無償資金協力事業との活動連携

JICAは、無償資金協力「タライ東部地区灌漑施設改修計画」の実施準備にあたり、協力準備調査を実施中である。当該事業では、本業務と同じタライ平野の大規模灌漑地区であるサブタリ郡チャンドラナハル灌漑地区を対象としており、灌漑施設の

<sup>5</sup> <https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/approach/shep/index.html>

<sup>6</sup> [https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/approach/shep/ku57pq00001zwgk-att/shep\\_handbook\\_en.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/approach/shep/ku57pq00001zwgk-att/shep_handbook_en.pdf)

改修に取り組むものの、灌漑地区での公平な水配分達成のためには、WUAの組織強化にも取り組む必要があることが確認されている。成果4に係る活動の実施にあたっては、優先的に当該灌漑地区へのモデル普及を図ることとし、本業務にて当該灌漑地区の関係者に対する研修の受け入れを行うこととする。効果的な普及のための具体的な研修内容については、プロポーザルで提案すること。

なお、無償資金協力事業の関係者が本事業の対象地区に訪問して研修を受講することとなるため、C/Pの旅費は基本的に発生しないものの、その他研修実施に係る必要な経費は別見積にて計上すること。

#### (13) 課題別研修への参加に係る人選の助言

本プロジェクトでは、日本人専門家の派遣による直接的な技術指導と併せて、JICAが実施する課題別研修<sup>7</sup>へプロジェクト関係者を参加させることにより、人材育成を図ることを予定している。研修参加にあたっては、JICAネパール事務所とも協議しつつ、適切な人選がなされるように助言を行うこと。

#### (14) 広報活動

本プロジェクトの実施にあたっては、本プロジェクトの意義、活動内容、成果について、ネパール及び日本の国民が広く理解できるような広報活動に努めること。特に、上位目標ではタライ平野の他灌漑地区へのモデル展開を図ることから、他の州政府や地方政府から理解を得るために効果的なアプローチが求められる。

また、他ドナーからの理解も得られるように、互いに情報共有を図ることとする。このため、ソーシャルメディアの活用など、効果的な広報施策をプロポーザルで提案すること。

#### (15) COVID-19がタライ平野の農家に与えた影響に対する支援

2020年より全世界で感染が確認されているCOVID-19は、ネパールの食料生産に重要な地域であるタライ平野においても感染が拡大しており、農家に対して一定の影響を与えていることが確認されている。プロポーザルではタライ平野の農家に対してCOVID-19が与えた影響について分析するとともに、それに対応する支援策を提案すること。支援策に要する費用は、別見積りで計上する。

## 6. 業務の内容

【第1期：2021年2月～2023年1月】

[プロジェクト全般に係る活動]

#### (1) 業務計画書の作成

コンサルタントは、共通仕様書に基づき、業務計画書を作成し、契約日から起算して10営業日以内に発注者に提出し、承諾を得る。

#### (2) ワーク・プラン（第1期原案）及びモニタリングシートの作成・協議

本プロジェクトにかかる詳細計画策定調査結果等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、業務実施に関する基本方針（実施体制、活動内容、実施手法、スケジ

<sup>7</sup> 以下研修への参加を想定している。

灌漑水管理分野：「農民主体型用水管理システム」、「灌漑施設の維持・運営管理」

営農分野：「アジア地域 市場志向型農業振興（行政官）」

ルール、業務工程計画等)を検討し、これらを基にワーク・プラン(第1期原案)(英文)及びモニタリングシートVer.2を作成する(モニタリングシートVer.1は第一段階の終了時に作成済み)。

ワーク・プラン及びモニタリングシートを基に、C/P機関と協議し、プロジェクトの全体像を共有する。その後、JICAの確認を得たうえで、ワーク・プラン(第1期)及びモニタリングシート Ver.2として取り纏め、C/P機関と合意する。

なお、本プロジェクトでは、6ヶ月毎に本プロジェクトのモニタリングを、コンサルタント及びC/Pが協働でモニタリングシート<sup>8</sup>を作成し、実施する。モニタリングシートはJCC等C/P機関と定期の協議に活用する基本文書とし、JCCでの事業進捗や成果の発現状況の確認及び懸案事項の解決に向けた実質的な協議を促進するよう本シートを活用する。

### (3) JCC の設立及び見直し

コンサルタントはJCCの設立及び会合の開催を支援すると共に、メンバーとして同会合に参加する。会合における活動報告に関しては、各種レポートやビデオ・写真等の視聴覚ツールを活用する。

### (4) プロジェクト広報資料の作成

本プロジェクトにおいては簡素な形でプロジェクトが広く認知されるような資料を実施機関等と協議の上作成する。具体的にはプロポーザルにて提案する。本業務に係る費用は本見積りに計上すること。

### (5) モニタリングシート Ver.3-5 の作成及び提出

コンサルタントは、6ヶ月毎に本プロジェクトのモニタリングをC/Pと協働で実施し、モニタリングシートに取り纏めJICAに提出する。

### (6) プロジェクト事業進捗報告書及びモニタリングシート Ver.6 の作成

第1期終了時に活動状況をプロジェクト事業進捗報告書及びモニタリングシート Ver.6として取りまとめる。

### (7) ベースライン調査の実施

本業務開始時に、主に配水状況の改善、水利費の徴収率、農家の農業収入やPDMの指標値に関係する項目について情報を収集する。5.(6)の通り、成果2は全てのSCCをプロジェクトの対象とし、成果3は一部のSCCに絞って活動実施予定であり、調査の対象とするSCC(サンプリングの方法)はプロポーザルで提案する。

調査はC/P及び各機関の普及関係者を巻き込みつつ実施することが望ましいが、先方の人員体制に限りがあることから、外部機関への調査委託も含めて検討することとする。

### (8) 本邦研修の実施

本プロジェクトの効果的な実施のために、本邦研修を実施する。参加者は、連

---

<sup>8</sup> Monitoring Sheet等、事業の質の向上に向けた新たな事業管理・評価の取り扱いにおいては、配布資料の専門家・コンサルタント向け説明資料「技術協力プロジェクトにおける変更(業務改善推進委員会の取り組みに伴う計画策定段階、事業実施段階の変更)」(2014年7月30日付け)を参照。

邦政府（DWRI）、州政府（MOPID及びMOALD）、KIMO、対象4市、SCCから計15名程度とし、2週間弱程度の研修を第1期中に1回想定している。内容は、地方自治体や土地改良区等への訪問を通して、行政と農民の共同による灌漑水管理や農業振興について学ぶことを想定している。

受注者は、本研修の実施にあたり、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」（2017年6月版）に沿って、以下の業務を行う。

- ① 研修日程及びカリキュラムの作成
- ② 講師の手配
- ③ 見学先・実習先の手配
- ④ 教材の手配
- ⑤ 研修場所及び必要機材の手配
- ⑥ 講義・実習・見学の実施
- ⑦ アプリケーションフォームの取り付け支援
- ⑧ 実施機関と調整の上で研修員の人選

#### [成果2に係る活動]

以下（11）～（15）、（19）～（23）の活動は、プロジェクト終了期間までカンカイ灌漑地区全体のSCCを対象に実施することとする。

#### （9）カンカイ灌漑地区の灌漑支配面積のアップデート

衛星画像などの分析を通して、配水計画策定上、必要不可欠な灌漑地区全体及び各二次、三次水路の支配面積をアップデートする。

#### （10）KIMO 職員、WUA、農業普及員に対する配水計画策定に必要な研修の実施

研修内容は、作付け計画、作物要水量、水配分計画策定、水管理技術および農地均平化を含めたものとする。

#### （11）作付け計画に基づく配水計画の策定

（9）で実施した研修内容を基に、灌漑地区全体に係る配水計画を策定する。具体的には、作付け計画に基づき各二次、三次水路ブロックへの配水計画を策定する。なお渇水により河川流量が低下し計画通りの取水が出来ない場合は、取水充足率（実取水量/計画取水量）に応じて二次あるいは三次水路レベルの配水ローテーション計画を策定し、その実施により公平な配水に努める。

#### （12）任命された幹線レベル、及び二次、三次水路レベルのゲートキーパーと水利用者コミティ（代表者）に対する分水量測定研修の実施

プロジェクトで養成されたKIMO技術者が主体となり、任命されたゲートキーパーと水利用者コミティ（代表者）に対して分水量測定のための研修を実施する。ゲートキーパーなどが測定した取水量、分水量をKIMOやWUA連合体事務局にリアルタイムに報告し、公平な配水に向けた再調整に活かすことが求められることから、報告方法や様式なども含めた研修を実施する。

#### （13）二次水路及び三次水路への分水量観測施設（設置とキャリブレーション）と分水ボックスが整備

公平な配水を実現するために、需要に応じた水の供給を目的として、分水量観測施設を整備する。具体的には、下記の通り施設を整備する。なお以下の活動は、

まずコンサルタントの指導の下、KIMO技術者および水利組合代表者等に対するオンザジョブトレーニングを目的としたモデル施設整備を行う。その後、KIMOおよび水利組合の自助努力による活動の継続により、地区内での施設整備を進めていく形とする。

- ① 流量観測施設がない二次水路にパーシャルフリュームなどを設置し、分水量の測定ができるようにする。なおパーシャルフリュームがあるところについても、適切な測定ができるよう必要に応じて補修などを行う。
- ② 三次水路レベルでの H-Q 曲線を作成し、水位管理で分水量調整を行えるよう量水標を設置する。なお農家レベルでも水管理しやすくなるように、支配面積が全て水稲の場合の分水位、全て畑作の場合の分水位など分かるような表示線を水路に示すような工夫も行うこと。
- ③ 全ての三次水路に分水ゲートあるいは「角落とし」を設置し、分水位、分水量の調整ができるようにする。三次水路レベルでの分水量の調整が困難な場合は、ゲートあるいは角落としを「ON-OFF」の形で利用することで、三次水路ブロック間での適切なローテーション灌漑を容易とするように努める。

#### (14) 配水計画に基づいた二次水路、三次水路の分水の実施

(11)の活動で策定された配水計画に基づいた二次、三次水路ブロックの分水を実施する。計画に基づいた適切な分水を通して、現状で問題となっている上下流間の不均衡な配水を是正し、公平な水配分を実現する。なお河川流量の低下により取水可能量が減少し連続灌漑が困難な時期は、渇水のレベルに応じて二次水路あるいは三次水路レベルの配水ローテーションを実施することで公平な配水に努める。

#### (15) 幹線、二次、三次水路レベルのコミティによる配水状況のモニタリングと評価の実施

ゲートキーパーなどから報告される分水量などのデータをKIMO、水利組合連合体、二次水路組合でモニタリングし、その評価を行う。配水の不均衡が生じている場合は、ゲートキーパーに対して分水量調整についての指示を行う。このような分水量に関する「モニタリング⇒評価⇒再調整」のサイクルの確立を通して、公平な水配分を実現する。

公平な水配分実現への前提は、水管理データに係る日々の値を、関係者間で共有することにある。具体的には、KIMOとWUA連合体事務局に水路模式図を設置し、その図に河川からの取水量、地区全体の灌漑面積、各二次、三次水路ブロック別の灌漑面積、計画分水量、実分水量、配水充足率（実分水量/計画分水量）などの関連データを記入し、情報開示をすることが望まれる。

各三次水路への配水状況は、各二次水路ブロックの水利組合で把握、開示、調整できるシステムを構築する。幹線水路から直接分水の三次水路については、どの組織が分水量の調整をしているかを把握した後、それらの配水状況の開示・調整法について関係者で検討する。

#### (16) 灌漑施設台帳（幹線、二次、三次水路レベル）の作成

KIMOとWUAの協働による灌漑施設の機能診断を行い、その不具合、老朽化状況、補修・改修の必要性と優先順位などを判断する。機能診断結果を施設台帳の形で取り纏め、維持管理、補修・修復作業の記録もアーカイブとしてKIMO及びWUA連合

体で保存・活用できるようにする。

(17) 灌漑施設の機能診断結果に基づく施設維持管理/補修計画の策定と必要経費の算定

(16)の活動結果に基づき、年間施設維持管理計画、必要に応じ中期計画を策定する。これらの計画では、施設維持管理、補修・改修作業の内容と必要なインプット（概算費、資機材、人力など）及び担当組織（KIMO、WUA、あるいはKIMOとWUAの共同）を明らかにする。

(18) 簡易で透明性の高い水利費徴収システムの整備

先方政府によると、同国には既に簡易で透明性の高い水利費徴収システムが存在するとしているものの、現地ステークホルダーからはこうしたシステムの整備が要望されている。同灌漑地区で水利費の徴収率向上の阻害となっている要因を分析し、「簡易で透明性の高い」水利費の徴収が意味するところを明確にした上で、KIMOやWUAによる具体的なシステムの構築を支援する。

(19) 水利組合による水利費徴収率向上に向けた活動の展開、及び関連するデータの管理に係る支援

(18)の活動で明確となった、水利費徴収率向上に向けた活動のKIMOとWUAによる実施を支援する。また、水利費徴収や水利組合員などのコンピューターを活用したデータ管理に係る能力向上が要望されている。基本的にはKIMOがWUAに対する指導を行うものの、必要に応じてアドバイスを行うこと。

(20) WUAに対する施設の維持管理/補修技術に関する研修の実施

二次水路レベルの分水ゲート以降の末端施設の維持管理はWUAの責任で実施することとなっている。よって、水路、ゲート類、分水ボックスなどの維持管理や補修に関する技術研修をWUA代表者などに対して実施する。

(21) KIMO、地方政府、及び水利組合の予算による施設の維持管理/補修の実施

灌漑農業の持続性を保つためには、現地ステークホルダーによる適切な施設の維持管理/補修が不可欠である。よって、ステークホルダーによる施設の維持管理/補修の実施に係る技術的助言を行う。

(22) 圃場内水路と分水ボックス建設に係る調査測量計画設計の実施、及び KIMOとWUAによる建設の支援

カンカイ灌漑地区では田越し灌漑が行われているが、圃場内水路の建設により配水時間の短縮と圃場灌漑効率の向上を図る。圃場内水路と分水ボックスの建設は、プロジェクトとして灌漑地区に存在する全てのSCCに対して実施する必要は無く、ステークホルダーへの技術移転を目的にモデル的に建設するものとする。技術移転後は、KIMOとWUAが有する予算の範囲内で、ステークホルダーの自助努力で建設を継続していくこととする。基本的にKIMOとWUAの協働により建設を継続することとなるが、必要に応じて技術的な知見からのアドバイスを行うこと。なお、これら施設の建設にあたっては、本プロジェクトで調達するミニバックホウを活用することが可能である。

### (23) 農地均平の実施

現状では圃場が均平ではなく、それが灌漑水量と灌水時間の増加の要因となっている。農地均平により各圃場への灌漑水量と灌水時間を低減し、灌漑地区全体への円滑且つ適切な配水を促進する。ステークホルダーに対する技術移転を目的にモデル的に農地均平を実施する。技術移転後の農地均平はKIMOとWUAの協働により実施されるものの、必要に応じて技術的な知見からのアドバイスを行うこと。なお、本プロジェクトで調達するランドレベラーとトラクターを活用することが可能である。

### [成果3に係る活動]

#### (24) 農業普及員及びSMSに対する市場志向型農業に係る研修(TOT)の実施

農家への普及活動を担う農業普及員及びSMSに対し、SHEPアプローチの基本的なコンセプト(①売るために作る農業の実践、②市場アクター間の情報の非対称性の緩和、③農家の心理的モチベーションに配慮した活動デザイン)及び4つの活動群(①活動ビジョンの共有、②農家の気づき促進、③農家による計画策定、④解決策の提供)に係る研修を実施することで、彼らが主体となった農家への指導を支援する。TOTの実施にあたっては、5.(10)で記載の通り、CAPアプローチの知見が蓄積されているMOALD及びDOAの職員を講師として活用することも検討すること。

なお、本研修実施に係る州政府との連携に関して、5.(4)で記載の通り連邦制への移行に係る混乱から、人員配置の遅れが想定される。「シンズリ道路沿線地域商業的農業促進プロジェクト」では、最後まで州政府との連携が困難だったという教訓があることから、本プロジェクトでは開始当初から州政府との連携について働きかけること。また、現時点では第一州AKC及びABPSTCを連携機関として想定しているものの、これら以外に適切な連携機関があるかどうかを検討すること。

#### (25) 農家に対する市場志向型農業に係る研修の実施

農業普及員及びSMSが主体となり、SHEPアプローチの4つの活動群に沿った形で、農家に対する研修を実施する。具体的には、①農家を対象とした活動目的共有ワークショップの実施、②参加型ベースライン調査の実施、③市場調査の実践、④農家と市場関係者のフォーラムの開催、⑤栽培作物の選定、⑥営農計画の策定、⑦選定された作物に対する技術指導を実施する。その他適切な活動がある場合は、プロポーザルにて提案すること。

これらのプロセスを通して、農家の自発的な「気づき」を促すことにより、一経営主体として主体的に営農改善に取り組む農家の育成を目指す。

なお、上記研修を1年間で1サイクルとしてSCGに対して実施することを想定するものの、「シンズリ道路沿線地域商業的農業促進プロジェクト」では農家の技術レベルに応じて1サイクルを2年間として実施したことから、本プロジェクトでも農家の技術レベルに応じた技術指導の年数を見極めるよう留意すること。

#### (26) 市場志向型農業の優良地区に対するスタディーツアーの実施

農家が市場志向型農業実践の成功イメージを持ち、より主体的に営農改善に取り組むことを目的とし、スタディーツアーを実施する。訪問先は、既に市場志向型農業が実践されている第三州の地方自治体を想定しているが、訪問先の選定など、実施にあたってはDOAと相談しつつ進めること。

[成果4に係る活動]

(27) PMC 及びタスクチームによる灌漑農業振興に向けた業務実施体制の構築・活動モニタリングの実施

タスクチームはKIMO、WUA、対象4市（地方政府）により構成される。PMCIには、タスクチームメンバーに第一州政府（MOPID、MOLMAC、AKC、ABPSTC）及び連邦政府（DWRI、DOA）が加わることとなる。これら関係機関による活動モニタリングを通して、プロジェクト活動の成果のみならず、活動手法、アプローチ法、ステークホルダー間の連携協力手法、ステークホルダーの意識の変化や活動上の教訓を抽出することにより、連邦政府、州政府、地方政府及びWUAが連携した業務実施体制の構築に活用することとする。

【第2期：2023年2月～2025年2月】

[プロジェクト全般に係る活動]

(28) ワーク・プラン（第2期原案）の作成・協議

第1期の活動の結果・教訓を踏まえ、第2期の活動の基本方法、業務工程計画、具体的方法等を記述したワーク・プラン（第2期原案）（英文）を作成し、C/Pと協議を行い、第2期の活動内容をワーク・プランとして合意する。

(29) モニタリングシート Ver. 7-9 の作成及び提出

コンサルタントは、6ヶ月毎に本プロジェクトのモニタリングをC/Pと協働で実施し、モニタリングシートに取り纏めJICAに提出する。

(30) 本邦研修の実施

これまで参加していないC/Pを対象とし、第1期と同人数・同期間・同内容での本邦研修を実施する。

(31) エンドライン調査の実施

プロジェクト終了時に、ベースライン調査で対象としたSCCに対し、ベースライン時と同様の項目について情報収集する。ベースライン調査の結果と合わせた収集内容を分析することで、プロジェクトの成果判断のための材料とする。調査方法については、C/Pおよび各機関の普及関係者を活用することが望ましいものの、現地再委託も可とする。

(32) JICA 終了時評価調査団の実施支援

現行制度では、終了時評価の実施は必須ではないものの、活動進捗状況により必要と判断される場合は、プロジェクト終了半年前を目途にJICA調査団による終了時評価を予定している。

本調査団の派遣に際しては、コンサルタントは、その基礎資料として、既に実施した業務に関連して作成した資料等を整理、提供するとともに、実務的に可能な範囲で、現地調査において必要な便宜を供与するものとする。

(33) 成果共有セミナーの実施

上記（32）に記すJICA調査団の終了時の派遣時及び本プロジェクト完了時の2回、本プロジェクト活動及び達成成果について他ドナーを含むネパール国内関係者

間での成果共有セミナーを行う。

- (34) プロジェクト事業完了報告書及びモニタリングシート Ver.10の作成  
契約期間の終了時に、契約全期間の活動状況を取りまとめ、プロジェクト業務完了報告書及びモニタリングシート Ver.10として取りまとめる。  
報告書には、本プロジェクトの成果が持続的に定着しインパクトを残すための提言を含むこと。

#### [成果2に係る活動]

- (35) 公平で適切な水配分に向けた取組み  
第1期に引き続き、(11)～(15)及び(19)～(23)の活動をまだ対象となっていないSCCに対して実施することで、灌漑地区全体での公平で適切な水配分達成に向けた取組みを行う。

#### [成果3に係る活動]

- (36) 農家に対する市場志向型農業に係る研修の実施  
まだ対象となっていないSCCに対して、第1期に引き続き(25)の研修を農家に対して実施する。

#### [成果4に係る活動]

- (37) PMC及びタスクチームによる灌漑農業振興に向けた業務実施体制の構築・活動モニタリングの実施  
第1期に引き続き、プロジェクト活動のモニタリングを行うことにより、灌漑農業振興に向けた実現可能な業務実施体制を構築する。

- (38) タスクチームにより灌漑農業振興のためのガイドライン案及びマニュアル案の策定

(37)の活動を通して構築された、灌漑農業振興に向けた業務実施体制に基づき、活動モニタリングの結果も踏まえつつガイドライン及びマニュアルを策定する。本プロジェクトでは、これら教材を用いてタライ平野への展開を図る予定であることから、各レベルの機関にとって使い勝手の良い内容となるよう、PMCからの意見も踏まえつつ内容を検討する。

なお、本プロジェクトの目的は教材の作成ではなく、それらを活用して持続的な灌漑農業を実践することにあることから、タスクチームが主体となり教材の作成に取り組むこと。

- (39) タライ平野灌漑地域の関係者を対象とした灌漑農業振興に関する研修会の実施

(38)で策定されたガイドライン及びマニュアルを用いて、連邦政府、州政府、地方政府職員及び水利組合役員等を対象とした灌漑農業振興に関する研修を実施する。具体的には、本プロジェクトのC/Pが講師となって、タライ平野の他大規模灌漑地区のステークホルダーに対する研修の実施を想定している。研修の実施を通して関係者から得られたフィードバックは、必要に応じてガイドライン及びマニュアルの改訂に反映する。

## 7. 報告書等

### (1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、コンサルタントは案件開始時に、R/D変更のミニッツに添付されたPDM・POを基にモニタリングシート Version 2を作成し、以降6カ月毎に、C/P機関と合同でモニタリングシートを更新・提出するものとする。本契約における成果品は、上記モニタリングシートに加え、第1期はプロジェクト事業進捗報告書、第2期はプロジェクト事業完了報告書（最終成果品）とし、それぞれ（2）の技術協力成果品を添付する。

期	レポート名	提出時期	部数
第1期	ワーク・プラン（第1期） （モニタリングシート Ver. 2を含む）	業務開始から約3か月後 （2021年5月中旬）	英文：3部
第1期	モニタリングシート Ver. 3-5	Ver. 3はVer. 1提出の3か月後（2021年8月中旬） 以降6か月ごとに提出	英文：1部
第1期	プロジェクト事業進捗報告書 （第1期）（モニタリングシート Ver. 6を含む）	第1期終了時 （2023年2月上旬）	英文：3部 和文：1部
第2期	モニタリングシート Ver. 7-9	Ver. 7はVer. 6提出の6か月後（2023年8月中旬） 以降6か月ごとに提出	英文：1部
第2期	プロジェクト事業完了報告書 （第2期）（モニタリングシート Ver. 10を含む）	契約終了1カ月前 （2025年1月上旬）	英文：4部 和文：3部 CD-R：1枚

※各レポートは電子データでも提出のこと。また、モニタリングシートは全期間通して英文のみで作成、提出のこと。

プロジェクト事業完了報告書は製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。なお先方政府への提出部数については、必要部数を十分確認のうえ、変更が必要な場合はJICA側と協議を行うこととする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下の通りとし、モニタリングシートおよびプロジェクト事業進捗報告書／完了報告書の記載項目は所定の様式を網羅するものとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAと協議、確認する。

#### ア) ワーク・プラン記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）

- e) PDM (指標の見直し及びベースライン設定)
  - f) 業務フローチャート
  - g) 要員計画
  - h) 先方実施機関便宜供与負担事項
  - i) その他必要事項
  - イ) モニタリングシート記載項目
    - 配布資料参照のこと
  - ウ) プロジェクト事業進捗報告書／完了報告書記載項目 (案)
    - a) プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)
    - b) 活動内容 (業務フローチャートに沿って記述)
    - c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓 (業務実施方法、運営体制等)
    - d) プロジェクト目標の達成度 (JCCやモニタリングシートの概要、評価五項目等)
    - e) 上位目標の達成に向けての提言
    - f) 次期活動計画 (進捗報告書のみ) (第1期のワーク・プランに相当する内容)
  - 添付資料
    - ①PDM (最新版、変遷経緯)
    - ②業務フローチャート
    - ③詳細活動計画
    - ④専門家派遣実績 (要員計画) (最新版)
    - ⑤研修員受入れ実績
    - ⑥供与機材・携行機材実績 (引渡リスト含む)
    - ⑦各種委員会議事録等
    - ⑧モニタリングシート
    - ⑨その他活動実績
- 注) e) 及び⑥の引渡リストは完了報告書のみ記載

## (2) 技術協力成果品等

コンサルタントが直接作成する以下の資料のうち、ア及びイは各1部、ウ及びエは各40部 (いずれも簡易製本及びCD-R) 作成し、それぞれの完成時のプロジェクト事業進捗報告書／完了報告書に添付して、各1部をJICA経済開発部へ提出する。とりわけ、ウ及びエは、ネパールにおいて大規模灌漑地区での灌漑農業振興に関する機関 (プロジェクト対象4市、カンカイ灌漑事務所及びタライ平野に存在する大規模灌漑地区灌漑管理事務所、7つの州政府) への配布を行う。

- ア ベースライン調査報告書
- イ エンドライン調査報告書
- ウ 灌漑農業振興ガイドライン
- エ 灌漑農業振興マニュアル

## (3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ 業務従事者の従事計画／実績表

(4) 議事録等

各報告書に関する同国政府との協議概要を協議議事録に取りまとめ、JICAに速やかに提出する。またJICAが開催するワークショップやセミナー、各種会議について、議題、出席者、議事概要等を議事録に取りまとめ、開催後3日以内にJICAに提出する。

(5) 現地業務報告

原則総括が現地から帰国するごとにJICA本部（経済開発部及び関係部）に対し、現地業務報告を行う。

## 第4 業務実施上の条件

### 1. 業務工程計画

以下の2つの期間に分けて業務を実施する。但し、契約は各期で一つの契約として締結する。

- (1) 第1期：2021年2月中旬～2023年2月上旬
- (2) 第2期：2023年2月中旬～2025年2月上旬

### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

#### (1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

全体 約72.84M/M

#### (2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な配置をプロポーザルにて提案することとする。なお、評価対象者である「配水計画」を業務主任者が兼務することも認めるが、本事業で目指す灌漑農業の振興とは、単に配水計画の改善や適切な施設維持管理の実施に基づく公平な水配分に裏打ちされた灌漑農業の推進を指すのではなく、灌漑受益地の農家自身が農産物市場を意識して主体的に営農改善に取り組み、そのために灌漑のシステム全体の維持管理や効率化に対しても、C/P機関とともにより積極的にコミットすることを含意している。この点に留意して、適切な業務従事者の構成・配置計画を提案すること。

また、下記の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

ア～エの業務従事者については、農業・農村開発事業の特性上、担当の団員が継続して従事し地域への理解を深め、関係者と密に関係を構築し業務に従事することが望ましいことから、1回の渡航につき長期間滞在して活動することを想定している。

- ア 業務主任者/市場志向型農業（2号）
- イ 配水計画（3号）
- ウ 水管理/圃場内施設改善
- エ 施設維持管理/水利組合強化
- オ 研修計画

### 3. 対象国の便宜供与

JICAが2019年2月6日に締結したR/D、及び2020年10月29日にネパール政府と締結したR/D改訂のためのミニッツに基づく。

- (1) C/Pの配置
- (2) 事務所スペースの提供
- (3) プロジェクト実施に必要な活動経費（カウンターパート人件費、カウンターパート国内出張費、活動費等）
- (4) その他、プロジェクト実施に当たって、一般的な情報提供等が得られる予定。

※なお、先方コスト負担については、農業・灌漑セクターを含め、ネパール

政府の予算不足・配賦の遅れが生じる場合があり、C/Pの国内移動の際の燃料代などが不足することが予想される。場合によってはネパール側実施機関に申し入れを行い、JICA事務所を含め、先方と協議を行うこと。また、必要と認められる場合は、本プロジェクト経費からの支弁を検討すること。

#### 4. JCC 及び成果共有セミナー開催費用の定額見積計上

上記3. の状況であるため、相手国実施機関による予算手当が未了である場合に備え、コンサルタントはJCC及び成果共有セミナー開催費用（会議費及び地方部から参加するC/Pの旅費）の費用一式としてプロジェクト期間4年間で計3,000千円を本見積りに定額見積として計上すること。

なお、先方負担事項は本来実施機関が負担すべきものであり、相手国実施機関からJICAに負担の要請がある場合に限って支出を検討することとする。したがって、コンサルタントは活動開始時に実施機関側の予算手当の状況を確認し、JICAとの協議のうえで負担する内容を決定する。また、支出基準（単価）等についてはネパール事務所が定める規程とも整合性を保つ必要があることから、同事務所および経済開発部と事前によく相談すること。

#### 5. 配布資料／貸与資料

##### (1) 配布資料

- ・ネパール国「タライ平野灌漑農業振興プロジェクト」業務実施報告書（第一段階）
- ・ネパール国「シンズリ道路沿線地域商業的農業促進プロジェクト」プロジェクト事業完了報告書
- ・ネパール国「タライ平野灌漑農業振興プロジェクト」詳細計画策定結果（本資料はプロポーザル作成の為にだけに使用し、使用後は適切にデータの抹消処理を行うこと）
- ・ネパール国「タライ平野灌漑農業振興プロジェクト」R/D（2019年2月6日締結）
- ・ネパール国「タライ平野灌漑農業振興プロジェクト」詳細計画策定調査（第二段階）のミニッツ（2020年9月16日締結）
- ・ネパール国「タライ平野灌漑農業振興プロジェクト」R/D改訂のためのミニッツ（2020年10月29日締結）

##### (2) 公開資料

- ・ネパール連邦民主共和国 タライ平野灌漑システム維持管理支援にかかる情報収集・確認調査ファイナル・レポート  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031781.html>

#### 6. 業務用機材

以下機材を本契約の中で調達すること（いずれも各1台/機ずつ）。その費用は別見積りとする。

- ① ミニバックホウ
- ② ランドレベラー
- ③ トラクター
- ④ 測量機器

- ⑤ 技術系ソフトウェア
- ⑥ 流速計
- ⑦ カラーコピー/プリンター（複合機）

その他業務遂行上必要な機材があれば、プロポーザルの中で提案すること。その費用は本見積もりに含めること。

#### 7. ネパール国内移動に係る COVID-19 下での行動計画・感染予防策の作成

2020年10月現在、ネパールでは感染拡大防止の観点から、各種行動規制が無期限で実施中となっている。本業務の契約開始後もこれら規制が継続している場合、JICAの安全配慮義務に照らして、現地傭人の国内移動にあたっては、プロジェクトより事前に現地傭人の行動計画・感染予防策を提出し、JICAネパール事務所で承認を受けることとする。

#### 8. プロジェクト用車両

本プロジェクトでは車両の供与は行わず、レンタカーを活用する。プロジェクト活動に必要なレンタカー代は、本見積りに計上すること。

#### 9. 調査用資機材の輸出管理

本プロジェクト実施に係る調査のために、本邦から携行するコンサルタント所有の資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

#### 10. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

- (1) ベースライン調査
- (2) エンドライン調査

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。なお、これに係る費用は本見積りにて計上すること。

#### 11. 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。地域の治安状況については、JICAネパール事務所、在ネパール日本国大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。またJICAネパール事務所と常時連絡が取れる体制を整え、特に地方にて活動を行う場合は、安全状況、移動手段等について同事務所と緊密に打合せを行うよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。現地業務に先だち業務従事者を外務省「たびレジ」に登録すること。

## 12. 不正腐敗防止への配慮

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

## 13. その他留意事項（複数年度契約）

本業務においては、第1期から第2期を通じて年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

以上